

第六十四回国会 参議院 商工委員会 會議録 第七号

昭和四十五年十二月十八日(金曜日)
午前十時四十二分開会

委員の異動

十二月十八日

辞任 井川 伊平君
補欠選任 中村喜四郎君

出席者は左のとおり。
理事

大谷藤之助君
川上 為治君
近藤英一郎君
竹田 現照君

委員

赤間 文三君
稲嶺 一郎君
植木 光教君
駒木 亨弘君
中村喜四郎君
平泉 渉君
八木 一郎君
山本敏三郎君
大矢 正君
小柳 勇君
林 虎雄君
上林繁次郎君
矢追 秀彦君
田淵 哲也君
渡辺 武君

国務大臣

通商産業大臣 宮澤 喜一君
国務大臣 佐藤 一郎君

政府委員

経済企画庁審議官 西川 喬君
経済企画庁国民生活局長 宮崎 仁君
通商産業大臣官房長 高橋 淑郎君
通商産業省公害保安局公害部長 柴崎 芳三君
通商産業省繊維雑貨局長 楠岡 豪君
通商産業省公益事業局長 長橋 尚君
工業技術院長 太田 暢人君
中小企業庁長官 吉光 久君
事務局側 菊地 拓君
常任委員会専門員 山高 章夫君
厚生省事務局課長 竹内 良夫君
運輸省港湾局技術参事官 久保 起君
建設省都市局水道課長 堀 徳吾君
建設省河川局水政課長

説明員

本日の会議に付した案件

- 水質汚濁防止法案(内閣提出、衆議院送付)
- 下請中小企業振興法案(第六十三回国会内閣提出、第六十四回国会衆議院送付)
- 商工会経営指導員等の身分保障に関する請願(第三三〇号)(第三三九号)(第四一四号)
- 継続調査要求に関する件
- 委員派遣承認要求に関する件

〔理事大谷藤之助君委員長席に着く〕

○理事(大谷藤之助君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

水質汚濁防止法案を議題とし、質疑を行ないます。質疑のある方は順次御発言願います。

○小柳勇君

水質汚濁防止法案について質問いたします。
現在、公害国会といわれまして公害関係法案が十四出て、最終段階の討論であります。一般的な感じとして公害の発生源である事業者に対する怒り、あるいは問題を集中していることはわかりますけれども、国民全部が傍観者の、被害者の立場であって、企業、事業者側全部加害者としての立場での対立感があります。この対立感というものが、いま新聞なんかでいわれるように、たとえば事業者は事業者で団結して自民党あるいは政府に圧力をかけて、この法案をなるべく金がかからぬように修正しようという空気になっているのではないかと。われわれは国民として、公害をなくするということ大きな立場に立つならば、国民みずから加害者であり被害者であるという両面に立たなければ、ほんとうの公害対策はできぬのではないかと思います。新聞論調を見ましても、あるいは国会の衆議院、参議院段階の公害論争を聞きましても、事業者なり企業、発生源を憎むのあまり、それをただどうやってたたくかということにのみ意見が集中しておるというような気がいたします。私も私どもは商工委員会に席を連ねておりますし、企業を進展させ、企業の生産を伸ばせという面も考えておかなければならぬ。同時に、その企業の中に働いている労働者、これは国民個人であります。家に帰りますと被害者である。ところが工場におりますと加害者の中の一員としての仕事に加担している面もあるのではないかと、そういう気もするわけです。したがって、いま過去一年有半、約二年ばかりの世論なり新聞論調なり、あるいはジャーナリズムの風潮が、公害に対して非常に大きな問題を提起したために、かえって事業

者は萎縮し、反発し、国民はただ感情的にその公害を憎むという面にも、いま議論が集中しておりますのではないかと。こういふ面では、これはまあ公害の法案に入る前の、私の商工委員として、国会議員としての立場からいふ言明としてありますが、そういうものを政府はどういうふうに関民にPRし、全体的な、国民的なものとして、国民が加害者であり被害者であるという立場から、今後こういう公害を全滅させるには一体どうしたらいいかということをお考えになつていただきたいと思います。

○国務大臣(佐藤一郎君)

小柳さんの御指摘になった点は、一面においてそうした面も私もあろうかと思ひます。まあ確かに公害問題は昔から存在したわけでございまして、そしてそれが今日の事態になるまで放置されてまいりました。それについては当然企業がみずから自分でもって自覚すべき筋合いのものでありますけれども、昔からの日本の経済成長の体質というものを考えてみますと、やはりもう少し被害者が被害者としての立場から声を大にすべきであつたと思はれる点もありませんし、それからまた、被害者といわれる方々が同時にまた御指摘のように加害者の立場に立つところもございまして。そういう点においては関係が非常に複雑になつておると思ひます。結局、やはり昔から日本は海に囲まれ、そうして川がたくさんあつて、この川に流せばいづれは海にそれが届いて何となく汚れというものは消されてしまふと、こういう日本独特のそういう風土的な条件も加わりまして、汚水についての感覚というものも必ずしも諸外国ほどきびしくなかつた。よくヨーロッパの海のない国に下水が一番最初に発達したといわれるように、それぞれの風土の条件もあつたかと思ひます。長いそうした一つの風土的な感覚というものがあつて、それがあつたにおきま

しては鈍感にした点もあるかもしれませんが。このところへきて、これはいやおうない現実としてきびしい汚濁の現状に直面して、そうして急激に公害問題の意識が盛り上がりつつまいました。ですから私たちは一面におきましてそういう過去の経緯も頭に置き、しかしながら同時にこの現実を直視することの必要性も当然忘れてはならない。ただ、その政策を実施する過程におきましては、いま御指摘がありましたように、いたずらに相手を刺激するだけが能ではございません。最も客観的に適正な方法によって汚濁を防止する政策というものを推進していく。決してムード的に、ただ心情だけでもってこれがあるいは罪人呼ばわりをしたり、あるいはまた全く不可能なことを呼号してみても始まらないわけでありまして、今日における日本の成長した経済力というものを十分に使うならば、十分これだけのことはできるのだ、こういう見きわめをつけて、そうして客観的冷静に、ただ怒号するだけでなく、この政策を着実に遂行してまいる、そういうことで、せっかくこういうふうな公害意識が高まってきたところでござりますから、政府といたしましては、基本的なやはりかまえてまますつくる。今回の臨時国会の意義はそこにあつたと思ひます。政府が公害についてのかまえてこれだけつづけたわけでございますから、いま御指摘のような点も十分に頭に入れますして、着実に政策を推進していかねければならぬ。そうしてやはり公害問題についての認識というものを十分に浸透させる必要がある。このためには、政府としても十分努力をしなければならぬ、こういうふうにご感じております。

○小柳勇君 工場の中には多かれ少なかれ働く人がおりますが、加害者であり、被害者であるという立場をとりますならば、労働組合などもみずから問題として公害の発生源を除去するために努力しなければならぬ。ただこれは会社の社長だけの責任じゃないと思うのです。したがって、いま労働組合の団体なども公害問題を積極的に取り上げて、みずからの問題としてこれを除去するため

に、公害を実際なくするためにいま立ち上がっておりますので、今後これらの関係法案が成立すると同時に、労働運動の中にも、いままでも一そう違った面の、公害を中心とする対立もまた発生するのではないかと思います。したがって、そういう場合、いま大臣の言われたように加害者であり被害者であるという国民の立場から、労働運動が鋭く対決した場合にも、それを特殊な現象ととらえないで、正しい労働運動のあり方として指導助成する方向でなければならぬと思ひますが、政府の見解をただしておきたいと思ひます。

○国務大臣(佐藤一郎君) 労働運動の一つの目標として公害問題を取りあげられる、私はこれはこれで十分意義のあることであらうと思ひます。別に政府がそれについて特にそれを押えろとか、そういう考えは当然持つべきでもありません。ただ先ほどからも議論がありましたように、お互いにその解決は冷静にやっております。そして科学的、客観的に適正な政策の実行を進めてまいる、こういうことがあるだけだと、私はかように感じております。

○小柳勇君 建設省にお尋ねいたします。建設省どなたか見えておりますか。

○理事(大谷藤之助君) 建設省は堺水政課長、久保下水道課長、岡崎治水課長。

○小柳勇君 川に「この川にごみを捨てないでください」という立て札がございます。これはどういう法的根拠でだれに対して立て札を立ててあるのか見解をお聞きしておきたいと思ひます。

○説明員(堺徳吾君) お答えいたします。

根拠と申しまして、河川法二十九条の委任の政令がございまして河川法の施行令の十六条の四でございまして、それは清潔の観点からの規制でございまして、中身はこういうふうになっております。「河川区域内の土地に土石またはごみ、ふん尿、鳥獣の死体その他汚物もしくは廃物を捨てるとか、みだりにこういうことをやらないでください。これは何びとも。こういうことでございまして、国民全般に対してということでございます。

す。

○小柳勇君 河川だけでございせんが、沼もございまして、みずもございまして、たとえ私のほうの故郷の柳川でございせんが、これは水郷として有名な柳川市であります。最近もうよごれまして、ほとんど舟で下るような情景でないわけでは。したがって至るところに立て札が立ちまして、「ごみを捨てないでください」という立て札がございまして、もちろん下流のほうに干拓がございまして、干拓でその水流を押えたという面もございまして、川をきれいにするという、汚物を川に捨てない、川をきれいにするという、そういう思想が充実すれば、もっと早く河川の清浄化ができるのではないかと思ひますが、今度の公害国会を顧み、十四法案を見まして、事業者に対する責めはあらゆる法案にありまして、いろいろの場で聞きましたけれども、国民個人の公害もなすべきではありません。国民全部でなくしましうという呼びかけというものが法案にも少ないし、論争というものもあり聞かないような気がしますが、経企長官のお考えを聞いておきたいと思ひます。

○国務大臣(佐藤一郎君) これはまあ基本法におきまして、望ましい環境基準を実現しなければならぬ、というところで、基本的な精神はやはり出しとおすと思ひます。国民一人一人というより表現は用いておりませんが、政府として、やはり国民全体としてこれを進めていかねばならぬ。それは国だけでなく地方だけでもない。また企業というものが、しかし同時に今日の発生の中心になっていることも事実であります。また一方においては、家庭の汚水のように、家庭自身の問題もございまして、これらはやはり別の法体系においてこの規制が御存じのように行なわれております。全体としてやはりこの方策を進めていかねばならないということは、おのずから明らかであると思はれるのであります。また、いまおことばにありましたような点は、今後やはりわれわれが公害問題の認識を浸透

させる過程において十分に置いていくべき点であらうかと、かように考えております。

○小柳勇君 経企庁でおつくりになりました水質汚濁防止法案草案には、第三条に水質の汚濁防止、「何人も、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止に心がけなければならない」とございまして、これは今度の法案から削除されております。削除された理由を聞きたいと思ひます。

○政府委員(宮崎仁君) 現在あります水質保全法第二条の規定のようでございますが、今回の法律では御承知のように公共用水域についてはたびたび説明いたしておりますような全国一律の基準をつくって、全水域を対象とする。さらに都道府県がこれに上乗せ基準をいっておりますが、よりきびしい基準をきめるといような体系でやっております。そういう形で整備をいたし、さらに罰則その他の強化をいたすと、こういう体系にいたしました。同時に地下水につきましても、若干訓示規定の形はございまして、第十四条にその規定を設けるということにいたしましたので、第二条の訓示規定の形は、今度の新法では入れなかったわけでございます。これは決して全体の姿勢が後退するということには私どもはならないと思ひます。

○小柳勇君 それでは長官、削除しても訓示規定であつたから水質を汚濁する思想は助長しないというところでございまして、今後、国民的なものとして河川をよごさない、水というものをよごさない、そういう思想をもっと高めるためにはどういう政策をとられますか。

○国務大臣(佐藤一郎君) いまお話がありましたように、いままではどつちかという訓示規定でありました。そしてよごしてはいかぬ。そして具体的には一定の、特定の地域だけを指定いたしました。それだけに規制をかけておる。今度は単なる訓示規定から一歩進めましていわゆるシビル・ミニマムと称しまして、どここの水域においても一定限度の基準を設けて、そして何びともいえず守らなければならないということで、単なる訓示

規定から一歩前進いたしましたして、そして直接、法の規制対象になる。こういうことになったわけでごさいますから、そういう意味において従来よりもっと具体的に、一歩前進をしたと、こういう体制がここに初めて確立された。そして特定の地域だけを指定して規制の対象にするという態度を放てたわけでごさいます。特に都道府県にも上乗せ権限を与えまして、そして地方の住民の立場というもののからこの規制というものは行なわれるという点についても、一歩前進したわけでごさいますからして、そういう意味においては私はいままでの訓示規定より、はるかに進んだものになってまいる。問題は、このできた新しい制度というものをいかにして着実に運用していくか、こういうことだけが残された問題であると、そういうふうな考えられます。

○小柳勇君 いま長官が言われた地方の首長の権限を上積みし、訓示規定から実質的にもっと強めたからさらによくなったとおっしゃいますけれども、法律にはどこに書いてありますか。

○国務大臣(佐藤一郎君) これは第三条です。第三条に、これは非常に技術的に書いてございますけれども、要するに、この総理府令で排水基準を定めると簡単に第一項で書いてありますけれども、これは全国一律の基準を設けると、こういうことでもあります。

○小柳勇君 私は排出基準のことを言っているんじゃないですよ。前の素案では「何人も、公共用水域及び地下水の水質の保全に心掛けなければならない」と書いてあります。これは工場から排出するものじゃないですね、この条文でいけば。たとえばごみを捨てたり、あるいはバケツを持っていてよごれた水を川に捨てるようなことをやりなさんなということが読めますね。この排出基準の第三条には、そんな「何人も」なんて書いてないですよ。どこにありますか。

○政府委員(宮崎仁君) おっしゃっておられるのは、旧水質保全法案第二条の規定であると思えます。いま長官から御説明いたしましたように、今

度の体系では公共用水域というものはこういうものですよという定義が第二条にございます。これは河川、湖沼その他、要するに一切の公共の水域でございます。そういうものについて排水基準を設けていく。それによって排水の規制をするわけでごさいます。水質保全法の場合この体系は同じでございますが、ただ今度の場合は、ただいま御説明申し上げましたように、第三条第一項で総理府令による一律の基準を定めるという規定がございます。さらに第三項で上乗せ基準と、こういう体系でいく。いま御指摘の点は、公共用水域の水質保全のためには、たとえば下水道の整備でありますとか、あるいは投棄物を規制するというような問題とか、そういうことも同時にこの第二条で言っておるのではないかと、こういう御指摘ではないかと思ひますが、そういうことでございまして、とすれば、今回下水道法あるいは廃棄物処理法、いずれもそういうものが整備されて、あるいは河川法の条項もございます、他の法律でございしますが、そういう形でそれぞれ規制が行なわれ、その水を排出することによって水質を汚濁するといふものにつきます。この法律によって全部が規制される、こういう形でいふ法律としては一応でき上がっておりますわけでごさいます。

○小柳勇君 ことばのあげ足を取るんじゃないやせんけれども、このいま答弁された新しい第三条で排出基準がきまります。これはたとえば公共用水域などでもありますが、それがきまるのでもなかなたたいへんなですね。水質保全法がきまらないうちに、公共用水域というのはどういふものかきまらなかつたから、今度のような公害国会を開かなければならなかつたわけでしょう。私が言っているのは、もっと広く国民的に川をよこすまい、湖をきれいにしようというふうな、そういう具体的な基準などというものは全然ないではないか。これはもうほとんど企業、いわゆる事業あるいは家庭から出る下水、そういうものはわかるでしょう。わかりますが、個人的にそういう、

この素案に書いてあるような、何人も川をよこすまいよというふうなものを削除してあるから、そういう面では、国民的観点から言うならば後退ではありませんかということを言いたいのです。

○国務大臣(佐藤一郎君) 素案、素案とおっしゃるの、われわれもよくわからなかつたのです。が、われわれのほうの原案が、別に途中でなくなつたとか、そういう経過はございせん。御指摘の点は旧法の二条というものであります。ならば、これはもとといふ公害の基本法というものがございまして、まずこの基本法の第一条で、この公害防止全体についての責務をはっきりとさせておるわけでありまして。そしてこの基本法を受けてそれぞれの法律において、それぞれの限定した目的のもとにおいて、それぞれの規制についての事柄が規定されておるわけでごさいます。でありますから、もともと水質保全法自体を引き継いでこの法案というものはできておるのでございまして、この限りにおいては従来の水質保全の対象といふものを広げこそすれ、狭めたこともございせんし、全体としてこの法律は具体的なものでございまして。ただ従来は非常に水質保全法に穴がありました。この穴のあることをやはり前提にいたしました、多少訓示規定めいたものを二条として置いておつたわけでごさいます。今度はその点は従来の水質保全法の考えで、対象を、さらに具体的に規制が進んでくることになつた。こういうことでごさいます。

○小柳勇君 それではいままでの水質保全法あるいは工場排水法などは十分の取り締まりもできなかった、水がきれいにならなかつたから、今度の法律でさらにこれを補完し、この法律ができれば完全に公共用水域はきれいになると、こういうことと確認してよろしゅうございしますか。

○国務大臣(佐藤一郎君) おっしゃるとおりでございします。

○小柳勇君 それでは、たとえば特定施設の設置を許可する、あるいは届け出をこれを認めるといふようなときに、一つ一つの工場の水質は基準になりましようとも、全部集まると量かふえまうという水が濁ってしまひますね。そういうような全般的な、この工場から見ましても、逆に水域のほうからなごめました規制というものの、言うならば工場立地の規制などについては、どのような考えでございしますか。

○国務大臣(佐藤一郎君) もちろんこの水の汚濁を防止しますには、この法律だけでは不十分であります。これは主として工場、事業場から出る排水の規制をやっております。でありますから、下水道も入りますし、それから実際のしゅんせつその他の事業も必要でございまして。そういうものがいろいろと全部総合的に行なわれて、ほんとうの意味の防止ができますが、しかしその中で最も重要なところの工場、事業場の排水を、本法でもって規制のしかたを規定しておると、こういうことになろうと思つております。そこで、当然のことですけれども、この法律のほかにそういう下水道も必要であれば、しゅんせつのような、いままでのすてにたまった汚水の処理も必要でありますれば、いま御指摘になつた、さらに一歩進んで立地の規制といふことが当然これから起こつてまいります。御存じのように、現行法でも、いわゆる首都圏あるいは近畿圏、こうした特に問題の地点につきましても、立地規制を行なえる体制ができております。でありますから、今後はこの運用基準といふものを改めまして、さらに立地規制を一步具体的に前進させなければならせんが、そうした法的根拠は備わっております。それからまた首都圏あるいは近畿圏以外につきましても、都市計画法あるいは建築基準法、あわせていましてある程度の規制を行なえる仕組みにはなつております。しかし、まあわれわれもこういうふうになつてまいりますと、今後規制というものの必要性はさらに高まってくるんじゃないか、こういう感じは持っております。具体的に言うと、水質基準を今後相当きびしくやっておりますと、この間もお聞き及びの、たとえばカドミウムを使つたところのメッキ工場などが、もうカドミウムによる

メッキをやめる、そういう意味ではやめてしまふ、廃業してしまう、こういうふうなことも、結局規制の結果行なわれてくるようになりましたが、だんだんとそうした効果をこの法律自身も一面において持ってくるかもしれません。しかし全体的な立地規制の問題を今後さらに推進していくなければならない、こういうふうに感じております。

○小柳勇君 通産省に質問します。かつて通産省が立法化を検討した工業立地適正化法というようなものをいま経企庁長官は考えておる、この立法化を考えておるといふようなことでございますが、政府は工業立地の規制をどうしようと考えておるか、御見解を聞きたいと思ひます。

○政府委員(柴崎芳三君) 御指摘の工業立地適正化法の点でございますが、これは、かつてつくりました法案の内容は、二つに分かれておりまして、一つは、過密地帯における工場の立地制限をする。第二番目の柱は、そういったことで追い出されてまいります企業に適正な立地条件のもとに

企業活動に適した用地を準備するという二つの体系になっておったわけですが、第一番目の体系に過密地域における立地制限につきましては、その後できました新都市計画法あるいは農業地域振興法、その他の関連の法律によりまして、大体地域的な線が引けまして、まあそういうところで相

当の効果が出てくるであらうということで、立地適正化法に盛りました内容そのものは二重になるのではないかとということで、実は引き下がったわけですが、第二番目の新しい立地条件、新しい工場用地を準備するという体制につきましまして、内陸の団地造成につきまして、地方公共団

体を主体にいたします内陸団地造成計画に對しまして、起償その他でカバーすることによって、起償その他の起償でその政策を推進しておるわけでございます。かたがた、現在問題になっております大規模工業立地というような問題も取り上げまして、臨海性の工場用地を建設するというところで実は対応しておるわけでございます。したがると

いまして、長官が御説明申し上げましたような首都圏並びに近畿圏の工場立地制限等の方向を今後強化することによりまして、以上のような対策を総合いたしますと、以前考えておりましたような目的はほぼ達せられるのではないかと、かように考えまして、現在その総合的な効果をはかっておるという段階でございます。

○小柳勇君 長官のほうの答弁は、いまの通産省の立場ともちろん違いますから、若干考えが違いうようです。私が質問いたしておるのは、一つの工場からの排水はその水質基準以内であっても、工場がたくさん集まるといって、河川の流れがゆるめとか、やかであったり水の面積が小さいいって濃度が濃くなりまますから、水質基準をこすでしょう。し

たがって、そういう公害防止の面から工場立地の条件をいろいろ検討しなければならぬ、その準備がありますと言っておられるわけです。通産省の工場立地の規制の立場はわかりますが、通産省としても公害発生源をチェックするという意味で工場立地の規制を考えておりますか。

○政府委員(柴崎芳三君) 現在きめられた排出基準そのものの中には、それぞれの地域におきます集中性と申しますか、集積性と申しますか、そういった公害因子の集積も十分中に織り込んだ形で基準が設定されるというぐあいにはわれわれは考えておるわけでございますが、個々の工場の立地に

つきましては、各地域につきまして産業公害総合事前調査というような調査も実施いたしまして、五年先、十年先を見込んだ形でその地帯がどういいうぐあいに汚染されるか、それに対する対応策はどうかというようなことをいろいろ検討しております、そういった検討に基づきまして、工場の

立地についても、あるいは工場の施設の設置につきましても事前に指導するという体制をとっておりますので、先生御指摘のような、集積の結果、排出基準を守っておいても公害が防除できないというような点は、できるだけそういったことがないような形で強力に指導をしておる状態でございます。

○國務大臣(佐藤一郎君) 私どもと通産省が非常に考えが違ふようにおとりになつたとしたらば問題あると思うのですが、要するに、たとえばいまの首都圏の規制にしましても、今日までの運用は必ずしも公害的な観点が十分でなかつたという点もありますので、そういう点は今後ひとつ大いに變えていかせるようにして、そうして、せっかく規制できる法律があるのですから、その運用

を、公害ということを頭に置いた方法で運用をさせていこう。あるいは、先ほども説明がありましたが、けれども、たとえばこの前、立地問題が起きましたときに、建設省と通産省がそれぞれ立場の違いもあったと思いますけれども、使用目的に都市計画を立ててそうしてやっつけば十分規制

できるんじゃないか、こういうことで、さつき通産省の説明があったような経緯があったと思うのですが、これらの現在の体制というものの運用を、できるだけ公害ということを頭に置いた運用に持っていかなければならぬ、これは私は当然そうあるべきだと思いますし、そういう意味におい

て直すべき点があったらば直していかねければならぬ。そうして、いま一方において、いろんな団地をつくったりその他のいろいろな指導をしています。ですから、当然行政指導という面からもこれを行なっていく。これらはいまの公害部長の発言とおおりであらうと思います。そういうことで、全体と

そこで、具体的にい々ゆる公害だけを目的とする規制法を立てるかどうか、これらはよく政府部
 門が進めるように持っていく、こういうことを強化
 していく、こういうことを私申し上げておるので
 あります。

内で意見の統一をいたしまして、そうして今後一体そのほうに持っていくのが適当であるかどうか、そういう具体的問題についてはこれから十分に判断もし、検討もしなければならぬ、こう考えております。

○小柳勇君 通産大臣が見えただけで質問するのは無理かもしれませんが、公署部長聞いております。

すから揉み合わせして答弁してもらっていいですが、水質汚濁防止の法律がいろいろいまだ議論されております。一つの工場から出る排水は水質基準以内であるかもわかりません。ところがそういう工場がたくさん集まりますと、河川に入りましたとまとまったもの、あるいは湖沼に入りましたとまとまったものは、その水質基準をこす場面もあるかも知れぬ。もちろんその河川には水質基準あり

ますけれども、逆に、それじゃどの工場からよけい出るかわかりませんから、そういう面から工場を適正に配分しなければならぬ。もうこれ以上工場が出ればこの河川は使いものにならぬからこの工場やめましようという、いわゆる、かつて通産省が考えられた工業立地適正化法などというものが

長官の答弁は、そういうもののいまだ行政指導しておるし、考えなければならぬであろうとおっしゃっておりますが、通産省として、大臣として、公害を除去するという立場から、工場をここににつくりたいというその企業者の意図に反して、

そこは困りますよと言うか言わないか、大臣の見解を聞きたい。

○國務大臣(宮澤喜一君) おそくなりまして失礼いたしました。

その点についての問題意識は、実は私も以前から持っておるわけでございます。そこで、現在のの

たてまえたけを、もう御承知かと思いますが申し上げますと、水質基準は環境基準のもとに定められるわけでございまして、そうして現在の法律並びに今度改正になりますと、さらにそれが強化されるわけでございますが、公害発生施設というのは届け出の段階でチェックされる。場合によつ

ては撤回あるいは改善命令というようなことにもなっていくわけでございます。そうして今回はこれが全国一律に施行になりますので、従来と違ひまして、いかなる場合にもそのような措置がとれるということでございますから、まずそのチェックをちゃんとすれば問題は処理できるのではないかと、かというように、さらに首都圏、近畿圏には

す。天井が低いものですから、そこで上げようにもある限度しか上がらない、そういうことで、この罰則の規定をきめますときには必ず法務大臣の意見によって全体のバランスを見ながらきめられるのですが、そういうこともあつていまのような感じがあつたのかもしれませんが。従来よりは上がったのですけれども、なかなか上がらない。法務大臣もできるだけ適當な機会にこの刑法の罰則の天井をもっと上げようと言つていますが、刑法は御存じのように大法典でありますから、なか

なか思うようにすぐあれしませんが、そういう気持ちをはっきり言っておられます。そういうようなこともありまして多少不十分な感じもあります、何といつてもいままでと違つて、一べんいまでは計画の変更命令を出して、それが守られないと初めて罰則というものが、今度は違反したらいきなり罰則がかかる、このことは非常に大きな制度の進捗であります、そういうことにわれわれも十分期待できる、府県知事が今度引き受けるにつきました、やはりこういう前提でやるということになりますれば、だいたい従来と違つてくるのじやないかと大いにわれわれも期待しております。

○小柳勇君 建設省にお聞きいたします。
下水道の整備、水質汚濁防止法に関連しましてどのように予算規模なり計画が前進、拡大しておられますか、説明を求めます。

○説明員久保利君 お答えいたします。
下水道の整備につきましては現在下水道整備五

五年計画というのが、これは第二次の五年年計画
 でございますが、昭和四十二年から四十六年度ま
 でを計画期間といたしまして、総額九千億の五
 年計画が進行中でございます。しかしながら、環
 境基準が水城ごにきめられたり、あるいは都市
 圏の適正の適正ごにきめられたり、市街区域ごに

言國等の旅行によりまして市街区域が認定をされてくる、こういう状況には現行の五カ年計画ではとても対応できないということから、明年度新たに第三次下水道整備五カ年計画を策定をいたしまして、財政当局で現在所画をしている設備でござ

ざいます。その第三次の五カ年計画は、四十六年度から五十年までを計画期間といたしますが、総額二兆六千億を予定をいたしておるところでございます。

○小柳勇君 次は中小企業庁長官に伺います。

中小企業もこの公害を防止しなければなりません。公害防止対策の行き詰まりから倒産する企業も相次いで起こっておりまして、公害防止に對しての公害倒産などの対策について長官の抱負をお伺いいたします。

○政府委員(吉光久君) お示しの様に中小企業もやはり公害防止に万全を期さなければならぬわけでございます。ところが、御承知のように何ぶんにも資金力あるいは技術力等につきまして他の大企業に劣つておるといふ面もまた多分にあるわけでございます。同時にまた中小企業の公害と申します場合には、中小企業が、御承知のとおり業種も非常に多様でございます。あるいは汚水公害もあれば騒音、振動、大気あり、各般にまたがりました公害の発生源というふうなことも多分ござっております。それに、さらにまた先ほど来のお話の中にもございましたように、従来の現実にございまして中小企業の立地の問題でございまして、いづれかといえば住民区域に密着したようなところに存在しているものも多いというふうな状況であるわけでございます。したがって、これらの前提に立ちました中小企業に對する公害防止施策は、やはり大企業に對する防止策と違ひまして、きめこまかな施策を準備してまいらねばならぬと考へるわけでございます。立地問題に關連することはよくいたしまして、技術上の弱さをカバーいたしますために積極的に技術指導を強化する、あるいは公害防止技術で中小企業に適したものがまだ開発されていないというふうなものもあるわけでございます。で、そういう技術開発の問題につきまして国なり公共団体の試験研究機関がさらに一段と努力しなければならぬ、こういう問題もあるわけでございます。それからさらに、従来、金融あるい

は税制上いろいろの公害防止のための制度を準備いたしておりますけれども、先ほどお答え申し上げましたような多種多様な公害の発生源に對し、多様に應ずることができるよう、現在ございまして制度の内容の拡充——たとえて申し上げますれば、金融の對象となる施設、あるいはまた金融の規模、あるいは融資条件、そういうふうなものにつきまして、さらに一段の拡充をはかつてまいりたいと考えておりますが、同時にまた税制上につきまして、いま申し上げましたような公害防止施設の多様化に對應いたしまして、それぞれ相當の優遇措置を講じてまいらねばならぬ、これが重要な点につきまして積極的に前向きな姿で検討を加えておる段階でございます。

○小柳勇君 わかりました。そこで、今後、県に相當の権限が移つてまいりますが、県の公害防止条例の規制對象の工場の施設も融資の對象にいたしたいという陳情が出ておりますが、いかがでございますか。

○政府委員(吉光久君) 従来法律のたてまえが、たとえば、この水質汚濁でございますと、指定水域という制度がとられておつたわけでございます。したがって、一般的に融資の對象になつておりましたけれども、特利特ワクで融資いたしておりましたのは、たとえば、この水の問題で申し上げますと、指定水域にかかるといふふうなことで一部限定があつたわけでございますけれども、制度が全国一律というふうなものに今回改正されることになりましたので、したがって、条例によるものとそうでないものというふうなところに差別のない形でこれらの優遇措置が適用になるよう現在努力いたしておるところでございます。これはぜひ実現したいと考へております。

○小柳勇君 これから公害が、いわゆる水質公害が起らないようにすることは、いままでの話でわかりました。過去に起こりました被害に對しましてはどのように国は補償いたしますか。

○國務大臣(佐藤一郎君) 実はこの法律自身は、いままで申し上げましたように、これからの汚水を出すことを規制する、こういう一種の法的な法律体系でございます。したがって、過去の過去に出ました、よく問題になっているヘドロの問題であるとか、そういう問題については、この法律は直接には規制はいたしません。まあこの基準をきびくすることによりまして、ヘドロ等が発生しないようにする、そういうことはもちろんこの法律でも今後アフターケアも含めて考えなければならぬことですが、過去の堆積につきましては、これはいま公害対策本部で検討いたしておりますが、主としてしゅんせつであるとか、埋め立てであるとか、廃棄であるとか、そういういわゆる事業の關係にならうかと思ひます。これについてはまだはっきりときまつてはおりませんが、対策本部長の意見では、こうしたものの事業を相對策本部を中心にとつた計画的に推進していかなければならぬ、いわば公害關係についての公共事業の推進をはかつていく、こういう考へを持つておるようであります。

○小柳勇君 それからこの法律ができましたと、政令や省令が出てまいります。実際は出先機関は政令や省令で仕事をしてくわけですが、先般、恩給法の改正がありまして、私どもが扱いました問題が、この委員会の答弁では、大臣や局長が、非常にわれわれの質問に答えるような答弁をされるが、出ていった省令やその通達を見ますと、もう全然この論議と違つたものが出てくるわけですね。県や市はその通達や政令で仕事をしているわけですね。だから、このきまります法律のあと、關連する省令、政令あるいは通達については、おもなるものはこの委員会の委員に見せるぐらいの親切さがあつてしかるべきと思うが、いかがでしょうか。

○國務大臣(佐藤一郎君) まあ非常に短期間にこの法律を練り上げた關係もありまして、正式に政令として出るといふのはもう少しと時間が要りますけれども、しかし、おおよそこの法律を書

く以上は、大体政令においてどうしようかなことを考へておるかという考へ方は持つております。いつでもまた御説明をし得るつもりであります。

○小柳勇君 時間もないようでありますから、具体的な問題を……

福岡県の洞海湾の問題をぜひここでやつておかなければならぬが、昨年の夏に経済企画庁が行なつた洞海湾の水質調査では、日本一よごれてゐるという。しかもその結果が五月に発表された。なぜ調査してすぐ発表されなかつたのかということが一つ。それから日本一悪いということがわかつて、具体的な対策というものがほとんどない。これはどういふことでございましょう。

○政府委員(宮崎仁君) 御指摘の洞海湾については、非常に汚染の状況がひどいといふことで、なかなか深刻な問題がございまして、この水域につきまして水質保全法による水質基準を設けて規制しようといふことが問題になりました。昭和四十三年、四十四年度と二年間にわたる調査を通じて、その結果が本年三月にまとまつたわけでございます。これをさらに解析をいたしまして、五月に公表するといふ形になつたのであります。一方、水質基準のほうは、この調査に基づきまして本年十一月にこれは決定をいたしております。こういう形で、あそここの地域についての五年後の望ましい環境基準というものを定め、それに対応するような規制がこの水質基準を守つていけばできるわけでございますが、一方あの地域で特に問題になっておりますのは、従来からのよごれによるヘドロの問題がございまして、これにつきま

しては、どういふような形でこれを措置していくかというところについて、技術的にもいろいろの問題がございまして、そこで、本年の国土総合開発事業調整費から、とりあえず一千万円を支出いたしまして、現在運輸省においてこの水質汚濁のメカニズムとヘドロとの關係、またさらにこれをどういふふうによつていったらいいだろうかという問題を緊急に調査をいたしまして、本年度末にはまとまるわけでございます。こういう形で調査の

○小柳勇君 運輸省を呼んでおりますから、運輸省から答弁願います。いまのヘドロの除去の計画です。

きましては、いま企画庁から言われたとおりであ

りますけれども、本年の調査といたしましては調整費で一千万円、それから運輸省の調査費といたしまして百二十万円、そのほか港湾管理者等が持ちまして、大体二千三百万円で本年の事業を実施しております。その調査の内容は、この洞海湾は湾になっておりまして、潮流の動きが非常に少ない、そういうような特殊事情の湾形における汚染のメカニズムというようなものを、主として国の調査費でやっております、地元のはうの管理者のはうの調査費は、どちらかといっています現在の状態、ボーリングなどをいたしまして、どのくらいの深さまでよごれておるかというようなこと等をやっておりますでございます。実際しゅんせつしたしまして、なくしてしまえば一番いいというようなこともございますけれども、しゅんせつそのものの自体の影響もございます。また新しい水をここに入れますでフラッシュするというような説もあるわけでございますが、そのような工事自体が他に影響を与える可能性も非常にあるという見解から、このような調査を実施いたしまして考えていきたいというように思っております。一般にヘドロ、ヘドロと申しますけれども、人間が全然いないところにもヘドロがあるわけでございまして、シルトと称する粘土と土のあいこのようなものをヘドロといままで称しておったわけでありますけれども、現在はヘドロが汚染されている場合に非常に問題になるわけであります。たとえば洞海の下には二メートルくらいのヘドロがございしますが、このヘドロが汚染されているかどうか、どのくらいの深さまで汚染されているかどうか、こういうふうなことを調査いたしまして、それの対策を立てなければいけない。なお、工事と

十というような規模で工を行なっておりますし、また、船がとまるための泊地もしゅんせつしております。これは大昭和四十三年から四十七年の五カ年計画で、約六百五十万立方メートル程度の泥を掘ることにしているわけでございますが、この部分の大部分はいわゆる地あまであります、どちらかといいますと汚染されていない部分ではないかと思えます。問題は、その沈澱しているところの問題でございまして、これは港湾管理者の維持工事とかあるいはそういうところで沈澱しているものを掘っていく。この沈澱しているものは非常に汚染されている可能性があるのではないかと、こういうふうに思っています。なお、もしこれをしゅんせつするということになりましたと、その処理の問題が非常に大きな問題になりますので、現在におきましては、埋め立て地にこれを捨てていく。あるいは響灘というところに捨てたようにビニールを張りまして流出しないような、これはどちらかといいますと公害面というよりも漁業面という点を非常に考えまして、従来までそのような形で土砂を捨ててきたわけでございますが、この方法が公害面に対しまして非常に効果のあるやり方ではないかと考えております。

○小柳勇君　時間がありませんから最後の問題になりますが、洞海湾の水質基準が先月十一月に公示となりました。なぜいままで公示しなかったのかということも問題ですが、もう時間がございます。その公示を見ましたところが、来年の十一月二十日から適用する、それから昭和四十八年の一月一日から適用する、というような水質基準ですね。現在ではもう日本一よれておるといふこと、この数字を見ましたが、たいへんよれておるにかかわりませず、水質基準の適用というものは来

いは三年間操業やってよろしい、そうしてその一年後あるいは三年後にこの水質の基準に合わせようというようなことが公示されている。一体この水質基準の公示なんということはどういうことでしょうか。いましよ。現在こうしなければならぬということなのか。何年先こうしなさいということならば、政府みずからが水質汚濁を認めておるということになります。こんな法律、論議したてしようがないということになります。どういうことでしょ

○政府委員(宮崎仁君) 水質の基準を決定いたします場合に、現在の水質の状況に対して相当それよりきれいな形にしなければならぬということで基準をきめるわけですが、そういたしますと、工場ではこの処理施設等を整備いたしましたので水の処理をいたさなければならぬわけでございます。通常の場合ですと、そういった処理施設を設置の期間ということを考えまして、大体六カ月の猶予期間を置いて適用する、こういう形になるわけであります。ただ非常に大規模な施設を必要とする、あるいは非常に高度の技術を必要とするようなものになりますと、設計から工事までかなりの時間がかかる場合もございます。たとえば洞海湾の場合ですと、有機化学工業の製造業にかかるといふようなものですが、御指摘の四十八年一月といふものがございしますが、こういうものににつきましては、とりあえず一年後ぐらいを目ざしまして暫定基準をつくりまして、さらにその間において設備を行ないまして、四十八年から完全な形にしていこうというやり方になっております。これはまあ若干例外的なものでございますが、いずれにいたしましてもこういった形で新しい施設をつくって、そして除害をやってもらわな

会でも言われておることですけれども、公害基本法からは「経済との調和」というものもは削ったけれども、政府並びに自民党の思想は、やはり経済優先ではないか、企業優先ではないか。国民生活を優先するというならば、それでは日本一の悪い水質だということがわかったならば、直ちに操業を停止するとか、機械設備をするように勧告するとか、いろいろ法律も条例もあるんですから、それで水質の基準はこれです、現段階における適用の基準はこれですと、それを公示するのがほんとうではないでしょうか。一年後とか三年後にこうしなさい、それまでは工場をやっておいて、それで一年後になったらやめましたと、極端に言えないで三年だけ操業してやめることも、悪い企業者などはやるかもわからぬ。水質の基準というなら、いまの現在の水質基準を出さなければ、工場の操業を考えて、改造を考えてこの期間を出しましたなどということは、この法律と矛盾しませんですか。その考えが今度の国会でずいぶん問題になった点ではないかと思うんですが、長官いかがでしょうか。

○国務大臣(佐藤一郎君) そうした計画期間を不当に引き延ばすというようなことがあればそういふことになりましようが、まあ審議会においても衆知を集めてそうした決定をしたわけでありまして、工場をやめてしまえとおっしゃればそれまでもわかきませんが、そうもいかなければしょう。そのこのところは今日におけるやはり技術というものを前提にして、そうしてそれが私先ほど申し上げておったやはり客観的に行なわれなければならぬ点だろうと思います。すべて一切のものをやめてしまおうという前提でありますれば、また苦

心もそれほど要らないんじゃないか、こう思っています。でありますから、私たちはできるだけその期間を圧縮してまい、この必要は認めます。そのいわゆる従来のことを許さないようにする。そして現在として考えられるぎりぎりのつまり期間の中で可能な限り基準の取り締まりのできるような、そういうことはつきりした基準を設けてまい、こういうことだろうと思います。

○小柳勇君 時間をとって申しわけないが、各工場についてはこまかく書いてあります。ところが洞海湾全体についての水質基準ですね。その水質基準から割り出して、さっきから論議しておりますように、一つ一つの工場はこれで処理できるかもしれないが、全般的にたまりますと規制できない。だから工場立地規制の法律をつくってくださいということまで言ったんですけれども、これはもう法律で論ずるときはきついなことを言わなければならぬ、実際のこういふ基準などが、政令や省令が出るとアッと驚くタメゴローです。とにかくそういうことでは時間かけて議論することが全くもうむだなような気がするわけですよ。通産大臣どうですか。私の言うことは無理ですかね。基準はいまの基準を出さなければ一年先、三年先の基準なんと言ったって基準にならぬのじゃないかと思うんですがどうですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) そんなに無理なことをおっしゃってはお思っておりませんけれども、まあ正直申してそれだけ病気を重くしてしまつたわけでありまして、これはまあいろいろ反省しなければならぬわけでございますけれども、したがってそれを健康体に回復させるにはおのずから物理的な時間がかかる、これはもうどうもここまで病気を悪くしてしまつたと、そういう事実を即して解決するしか方法がないというふうな考えをわけでございます。

○小柳勇君 もう時間がありませんから質問できませんが、この問題はまた私は別途、別の時間をもらつて質問したいと思つてます。きょうはこれで終わります。

○大矢正君 公害に関連をいたしまして通産大臣に二点お伺いしたいと思つてます。それは通産省の公害防止に関する姿勢の問題です。最近新聞を見まして、またその他報道機関等おしなべて見まして、通産省に關係のある内容のものが一日として出ない日がないわけでありまして。たとえば日米繊維交渉、たとえば鉱山の爆発、あるいはテレビの問題、公害の問題、これら毎日新聞をにぎわしておる問題の行政の責任は通産省にあるわけですね。ですから、そういう意味ではたいへん国民の中に通産省という名前が有名になつておると思つてます。しかし、その有名になるのも二色でありまして、悪くなるものといふものとあるわけでありまして。特に、最近の公害等から見ますと、公害による地盤沈下というやつは通産省それ自身に及んでおるのではないかと。通産省というものを最近国民はあまり信用しておりませんから、そういう意味では通産省それ自身がもう地盤沈下を起しておると言つても差しつかえないんです。国民のきびしい批判が集中しておられます。私もたとえ野党ではありましても商工委員会に籍を置きまして、たいへん残念に思つておられます。

そこで、まず第一にお尋ねしたいことは、公害の発生に対する予防措置としての監視、監督体制の問題です。これは衆議院の段階におきましても監視官制度をつくらなければならぬというように、なことが政府側からも意思表明され、野党はもう早急になんかこれを制度化すべきである、こういう主張をいたしておるのでありますが、これはどちらかといふと、一つの省にその責任を及ぼすものではなくして、公害全体に対しての監視の体制だと思つておられますが、しかし、たとえば大気汚染、海洋汚染、水質の汚濁それから廃棄物、これらはもう大部分が通産行政に關連がある。そこで政府が将来監視官制度をつくるということに、これは促進をいたしたいと思つてますが、同時に通産省としても公害を未然に防止するための

監視あるいは監督体制というものはあつてしかるべきではないか、こう思つておられますが、現状、通産省はどういう体制を持っておられるか。たとえば、先般労働省の調査によつて有毒物質の排出が統計的に明らかになつて、私はそのとき労働省はなかなかいいことをやってくれたと思つた反面、私自身商工委員会に席を置いて、もしこれが通産省の手において出されていたら、もっと喜ばしいなと思つておられるわけでありまして、そういう私の気持ちも含めて、ひとつ大臣のお考えを聞かしていただきたいと思つてます。

○国務大臣(宮澤喜一君) 行政各部が公害問題についての気のつき方がおそろひで、対処をする態度が不十分であつたといふことは、これはもう御指摘のとおりでありまして、通産省もその例外たり得ないといふことは私も反省をいたしております。

そこで、まあ最近と申しましょうか、近年、たとえば今回も十四本の法律案を御審議願つておるわけでございますけれども、この中には産業行政に相當の關係のあるものがかなりござつて、しかし、御承知のとおり、これらの法の立案の過程におきまして、通産省がいちやく産業代表といふ形で、法案の緩和を求めるとか、あるいはもう少しそこを甘くしてくれといったような態度を今回とりませんでしたことは、これはおそろひにお認めいただけるのであります。私もまた、過去に行政各部でありましたようなおくれた認識を持っておるわけではございません。

そこで、通産省の公害に対する常時の監視体制でございますけれども、鉱山保安のほうは御承知のように非常に歴史も長うございまして、かなりしっかりした体制を持っております。問題は通産省の体制になるわけでございますが、これも行政各部の例外ではなかつたわけでございます。これとしまして、公害關係の特定の部門を置きまして、そしてこれが監視並びに調査について重点的に人間をそこへ振り向けまして動いておるわけでございます。したがつてカドミウム等につきま

しても全国の広範な調査もいたしましたし、またこれは実際、足で歩き切れませんので、書類等による報告を求め、あるいはその後改善命令の結果を現場に行きまして検討する、チェックするといふようなこともいたしておるわけでございます。かなりの部分が知事の権限になつておりますけれども、どつちかと申しますと専門的な知識を要する場合もございまして、通産省と地方公共団体が一緒に協力をしておりますわけで、たとえば先ほどの洞海湾のような問題になりますと、地元通産省と、鉱山保安監督局と、県と、北九州市といふような協議会の体制を組むといふようなこともしばしばあるわけでございます。

○大矢正君 そこで私は、具体的に御尋ねをするより、私自身の提案をしてあなたにその可否について御答弁をいただきたいと思つております。さっきから申し上げておる通り、組織の交渉にしても、テレビの二重価格にしても、非常に通産省に対する国民の不信感といふものは高まつております。せめてこの公害で、より前向きな姿勢をとることによつてこの汚名を挽回しなければならぬ使命がいま通産行政の中にあると思つてます。ですから、一つには、国の監視体制といふものが将来で上るでしよう。あるいはまた、都道府県、市町村、そういう中における地方自治体における監視体制あるいは監督体制、そういうものが、法律に基づくもの、あるいは法律以外にそれぞれの条例等によつて定められてそういう制度ができるでしよう。しかし私は、それでは通産省はあくまでももう生産一本やりの行政だといわれることになりやしないかと、国民に縁もゆかりもない、国民には決してプラスにはならない行政機関、それが通産省だと、こういうふうにいわれやしないかと。そこで私は、もつと通産省自身が他省にそれをゆだねるのではなくて、みづから手ではやはり監視、監督といふような体制を機構的にも充実をする必要があるんじゃないか。いまあなたが、たとえば地方における通産局、それから保安監督局、こういうものを有効に利用して

というお話がございましたが、私はこの際、どちらかというところ、通産局というのにはやはり生産面を重点にした機能になっておるわけで、そういう意味では中心的な役割が鉱山における保安監督行政にありとはいえないが、いまの地方における保安監督局というような機構を充実強化をして、そして監視、監督体制、予防措置等に通産省は正面からやったり取り組む姿勢が必要ではないか、こう思うのです。そこで、来年度予算にももちろんこれはからむ問題でありますので、私のそういうことを申し上げる内容について、あなた自身どういうふうにお考えになるかお答えいただきたいと思ひます。

○国務大臣(宮澤喜一君) 国民の生活水準があるところまで上昇してまいりましたし、そういうこともございまして、公害という意識がここまで高くなつてきた、私はこれはけっこうなことだと思つておりますが、しかし生産というものが国民生活に關係がないというふうなことはむしろございませんで、公害を発生させないような形でやはり生産というものは伸ばしていかなければならないと思つておりますから、そういう意味での通産省の使命というものは、私はやはり従来と変わりなくあるものと思つております。ただ、現在の段階において、いかにも公害の問題を長いこと放置しておたという印象は、これはもう行政全体としてぬぐえませんで、何としてもこの問題、それも長年の蓄積でございまして、これを何とかして除去しなければならぬということ、通産行政もいわば産業に一番關係がございまして、先ん立ってそういう心がまえで指導をしていかなければならぬと思つております。

そこで、ただいまの大矢委員の御指摘のごときでございますが、本省におきまして鉱山保安局を公害保安局に改組をいたしました。で、同様なことを、これは地方の鉱山保安監督局はもちろんでございませけれども、同様なものの方を通過局の中でやはりやつていく方法はないか、これはやはり公害部門をつくるのはつくりましたので、こ

れを充実していくという形で進めてまいりたいと、ただいま考へておるわけでございませう。

○大矢正君 以前から議論がありました、たとえば炭鉱に關する保安監督行政というものは本来的には労働省にあるべきである、こういうことを私たちは主張いたしました。が、政府はやはり生産と全く隔絶した形で保安監督行政というものを持つことはできないというところで通産省に置かれていくわけですね。しかし、置かれていくけれども、それは同一の局長の中に生産も保安も置くのじやなくて、別個に切り離すことによってせめてもその効果を發揮しよう、その力を發揮しようというふうな意味で保安局というものが今日まで残つてまいりましたし、それに最近の公害が附加されたという形になっておりますから、私はあなたのいまの答弁というものは、そういういままでの姿勢というものをここでくつがえして、公害行政、保安監督行政というふうなものは一般の生産を中心とした機構の中に埋没させるようなことはないだろうと、こういうふうには私は期待をいたしたいと思ひますし、十分ひとつ御考慮願ひたいと思ひます。

次にもう一つは、これは電力にからむ問題であります。最近これは全国至るところで電力の立地問題は地域住民との間に非常に摩擦を起してあります。産業的に見ますれば、電力の供給が需要を下回るようなことになりまして、これは国の経済にとりましても、また国民生活の上におきましても非常に重大だと思ひます。できることならば、やはり電力が供給を完全に円滑にされるような体制をつくらなければならぬと思ひます。一方においては公害問題があると思ひます。そこで、いまの九電力は、言つてみれば地域の独占権を与へられておるけれども、同時に完全に供給をするという責任も課せられておるわけでありませう。しかし最近のように公害問題がきびしくなり、特に電力に關連のある亜硫酸ガスの問題や、あるいはまた温排水の問題、それから重油火力の場合における海洋汚染の問題等々考へて

まいりますと、なかなか電力の立地問題はそう簡単に解決をしないんじゃないか、そこへ持つてきてやはり私企業だということに対する不信感というものが地域の住民にあらはれます。とかく私企業でありますから、最初はいく条件で協定をいたしまして、後日これを破られてしまふということに對するおそれ等々がいろいろあるわけでありませう。まさか一たんでき上がった電力発電所を途中で協定違反だからといってこわすわけにもまいりませうし、そういう意味で立地問題はなお難航していく、私はこう思ふわけですね。そこで、わが国の公害をできるだけ防止をするというふうな意味におきましては、やはりなるだけこの水力の開発、公害の比較的に少ない電源開発にしろは電力の供給、そしてその発電の方法を私は考へていくべきではないかと思ひます。しかし今日私が申し上げるまでもなく、水力発電というものは当初において設備に多額の資金を要しますから、勢い九電力は電源開発については結局のところ水力よりも建設費の安上がりな火力ということをやねらうていきます。それが結局は公害を起す、あるいは立地条件で地域住民との間に摩擦を起させるといふことにもなつておるわけなんです。よつて私は、現在まで水力開発の中心は電源開発がこれを果たしてきたわけでありませう、これは国に關係の深い機関としてそれ相應の役割りを果たしてまいつたのでありますが、公害を出さないといふことになりませう、やはりこういうものの機能な機関といふものをむしろ積極的に通産省が有効に利用するといふこと、そして積極的に公害のない電力を起すような方途についてやはり努力させるということが必要じゃないか、こう思ふのであります。それからまた地域住民も、やはり相手が九電力という場合、営利を一応目的としている九電力というものと、国の一つの機関としての電源開発というものに対して、おのずから見方も違つてまいりますし、最終的には何か問題があつたときには国が責任を負うだろうというふうな、地域における安心感も私はあるんじゃないかと思ひます。

います。そういう公害の問題、それから地域住民に對する多少なりとも安心感、安堵感といひますか、そういう意味においては、既存の電源開発というものにもっと新たな役割りを果たさせて、そして建設費に金がかかるとしても、それが無公害の発電であるといひますれば、そういう方途を積極的に政府が選んでいくというふうなこともやはり必要なんじゃないかと私は思ふわけでありませう、あなたのひとつこの際御見解を承つておきたい、こう思ひます。

○国務大臣(宮澤喜一君) 私は基本的には大矢委員の言われましたとおりに思つております。電源開発株式会社でござるだけ水力の地点の開発を進めさせるといふことが、ちょうどいままに申されましたとおりの御趣旨で必要なこととございませうが、他方で、だんだんかつこうな地点がなくなつてまいります。新たに選ぼうとすれば、ちょうどいま御指摘になりましたように相當の高いコストになる。その高いコストの電力を当該地域の電力会社が買入というふうなことになるが、そこにやはり問題があるわけとございませう。私は、さりとて電力料金を値上げするといふことは、これはまた国民生活に大きな影響を与える問題でございませうから、何とかそれは避けたわけでありませう、それはやはり合理化努力等々によつて補つていくべきだと考へておるわけとございまして、ただいまの御指摘の御趣旨というものは私はそのとおり自分も考へております。

○上林繁次郎君 時間も幾らもありませんので要点だけをお尋ねしてみたいと思ひます。今後の水質汚濁防止法案の中に、水の色とそれから熱、これが加えられたわけですが、実際にこの水の色、それから熱、これに對してこれによる汚染、その防止について、今度の法案がどの程度これを規制する力があるのか、その実効性の問題ですけれども、その点どういふふうにとらえておりますか。

○政府委員(宮崎仁君) 今回の水質汚濁防止法案

の冷却用温排水というものが漁業にどのような影響を来たすか、これは非常に大きな問題だと思ひます。そこでその調査の結果をお聞かせ願ひたい。

○政府委員(長橋尚君) 三号機、四号機が完成いたします場合の漁業に対する影響といたしましては、先ほど御説明申しました日本水産資源保護協会に委託して調査を行なつたわけでございます。その客観的な調査結果に基づきますと、完成時に

おきまして種々の悪条件が重なった特殊な場合に、湾口部沿岸沿いに若干の温度拡散が生ずることがある、そういう特殊な場合におきまして、当該地区で行なわれておりますノリの操業にも影響を及ぼすことがあり得ると、かような結果でございます。

○上林繁次郎君 温排水によって温度が上昇する。その影響を受けていく範囲ですね。これはいままでいろいろ調査されたと思えますけれども、この場合その影響を受ける範囲というものはどのくらいに押えていくのですか、どのくらいに見ておりますか。

○政府委員(長橋尚君) 申し上げるまでもないこととでございますが、温排水の影響につきましては、その地区の地形その他によって非常に違ってまいります。また技術の向上に伴いまして排水溝の取りつけ口、あるいはその設計をどうするか、あるいは流れを悪い影響を起こさないように導くための導流堤の建設等、いろいろなことによって状況が変わってまいりました。ございまして、そういう点につきましてはいろいろ技術的な研究もいま進められ、現に深いところの冷水水をとって排水の温度を下げる、こういうような設計も実用化しつつあるわけでございます。

一般的に申し上げますと、温排水の影響は、一般の当該流域の温度に対して五度ないし八度くらいの開差がある、かようなことでござい

ます。それからまた、その影響範囲につきましても一般的には六、七メートルくらいの範囲で冷却が行なわれて、あと、その先にくまどには通常の温度に戻るというふうなデータを得ております。当該地区につきましても影響範囲につきましても、ただいま具体的な資料を持ち合わせておりませんので、後刻御報告させていただきたい、かように考えます。

○上林繁次郎君 この場合は県が今度委託したのです。いまあなたがおっしゃっているように、日本水産資源保護協会、ここに県が調査の委

託をして、依頼をしている。その調査委員会でまとめた結果は、冬は東のほうに約六キロぐらい離れた坂出市の松浦港地先、この辺まで及ぶというのです。それからさらに季節風などの悪条件が重なる、松浦港を越えて、約七キロ離れた乃生岬というところがあるのだそうですが、その近くまで及ぶのだと、こう言っているわけですね。

そこで、こういったままでの影響の範囲は排水口から数百メートル、こういう見方をしているわけですね。ところが、この調査によると、こういうふうなたいへん広い範囲に影響が起きてくるわけなんです。こういったことを知った上で、こういうことについてどういう防止対策、こういうものを当局は考えておられるのか、この点、ひとつ明らかにしていただきたい。

○理事(近藤英一君) 委員の異動について報告いたします。本日、井川伊平君が委員を辞任され、その補欠として中村喜四郎君が選任されました。

○政府委員(長橋尚君) 御指摘の点につきまして、当該電力会社自体におきましても、できるだけの影響の範囲を少なくする、漁民に対する補償の問題と切り離しまして、できるだけ影響を少なくするために、排水口の取りつけの位置とか、方向とか、あるいはまた復水器運転の方法等を適切なものにしていただきますよう、いろいろとくふうをいたしておるわけでございます。

ただいま御指摘の影響範囲につきましては、実際問題といたしましては、温水が流れ出ます場合に、それが冷水とまざり合うことによる温度の低下並びに大気と接触したしましてそちらに熱が放射されるというに伴います低下、両面の影響等が一つの考えられるわけでございまして、そういう温度の低下効果というふうなものを考えますれば、ただいま御指摘のような広い範囲に実

際の問題として及ぶことはないのではないか、かような見方もあるわけでございまして、そういう

点につきましては、さらに私どももいたしまして十分技術的に詰ましまして、極力影響範囲を狭めるように指導してまいりたいと考える次第でございます。

○上林繁次郎君 結論として言えば防止対策なんというところまでまだいいってないということですね、そういうことですね。

○政府委員(長橋尚君) ただいま三号機、四号機の増設計画を進めるにあたりまして、まだお話し合いを一部残しているような状況でございますので御指摘のとおりでございます。

○上林繁次郎君 これは聞こうということではないのですけれども、もちろんその点はこれだけのものををつくるわけですから、その辺のところまで——水質、こういった問題についてやはり調査を進めてきているわけですね。その結論が出てくるわけですね。ですから、当然これに対する防止対策というふうなもの、これに対する進んだ考え方を

もって持っているんじゃないか、こう思います。ですからもう、そのまますんずんいけば何にもこの法案によって実効性が上がってこないというふうなことも考えられるわけですね。ですから、これはやはり後手にならないように、先手先手でもって取り組んでいかなければ何にもならなくなる、こういうふうな感じられますので、いまお尋ねしているわけですね。

そこで、養殖のノリというのは、これは御承知のように非常に温度に敏感ですね。一度か二度の温度が変わると直ちに影響を受ける。で、その結果は成長が不良になる、また腐ってしまうなどというふうな問題が起きてくるわけですね。で、この温水の好んで集まってくる魚というものもあるようです。だけれども、しかし、それは夏だけとかいう季節的なものだ。そういった場合にやはり水が濁ってくる、酸素がなくなってくる。こんなことで最初のうちはあったかい水を求めて集まってくるような魚も酸素不足でやがては魚が住めなくなる、こういうおそれもあるということが考えられるわけですね。その辺の実態調査はできてい

るのですか。

○政府委員(長橋尚君) 水産庁のほうでいろいろ調査をしておられるように聞き及んでおりますけれども、一般的に申し上げまして、御指摘のように、水温の上昇に伴いまして、たとえば、ハマチとか車エビとかアワビ、そういうふうなものの成長が非常に促進される。特に冬、水温の低下によりまして成長が鈍る段階が温水の影響で回避される、こういうふうなことも聞き及んでいる次第でございます。そういう意味では電力業界自体も、そういう温水の効果というところにつきましているという研究をいたしているところでございます。御指摘の、濁るといふ点につきましては、発電所の温排水に關します限りは、いままでこういった面での苦情はまずまずないものと承知している次第でございます。

○上林繁次郎君 あなたの話を聞いてみると、非常にその辺があいまいですね。ですから、そういうおそれはないと言いますが、夏の暑いときにあったかい水が出てくる。そして、それが永続的に続いている場合に、その酸素不足ということもないとは言えないでしょう。ですから、そういう意味で、さっきも言ったように先手を打っていくためにはそういったところの調査も十分に進めていく必要があるんじゃないか、こういうふうな心配をして聞いているわけですね。非常に建設的にお話をしているわけですね。それで、何かさっぱりわからな

いようなことでは、私はまたこれは後手になる、こう申し上げたいのです。問題が今度は変わりますけれども、この火力発電所の温排水の影響を受ける漁民の漁場の侵害問題と、こういうふうな考えられる問題がいま起きているわけですね。というのは、備讃瀬戸北航路及び南航路ですね。この建設計画、これがあるわけですね。この建設計画の概況、また建設過程における漁業補償をどのようにいままですてきておるか。あるいはまた考えられているか、その辺のところはわかっておりますか。だれでもいい、答え

〔理事近藤英一郎君退席、理事大谷藤之助君着席〕

○説明員（竹内良夫君） 備讃瀬戸の工事は運輸省のほうで担当しておりますので、運輸省のほうからお答えいたします。

昭和三十八年から大体四十七年を目標といたしまして事業を進めているわけでございますが、北航路は深さが十九メートル、幅が千ないし七百メートル、二十二キロメートルの長さでございます。南航路は水深は十三メートルで、幅が千メートル、延長同じく二十二キロメートル、そのほか水島備後航路というのをつくっております。目標は、大体十万吨級の船舶を目標といたしまして、しゅんせつ総土量三千五百万立方メートルでございます。そのうち本年までに施工する予定のものが約三千三百万立方メートルでございます。四十六年度と四十七年度で約百五十万立方メートル掘りまして、備讃瀬戸の航路改修事業は一応完了という形でございます。

なお、この間に当然、漁業の操業に對しまして一時停止をお願いしたり、あるいはしゅんせつするときの土砂といふことが、しゅんせつするときの濁り、これによる影響がございまして、それに対しては現在までに昭和三十三年から昭和四十五年度までに影響補償という形で漁業補償を行なっております。国の事業費といたしまして二十三億二千七百万、こまかくいいますと二十三億二千七百三十四万六千円を四十五年度までに支払いをしております。四十六年度と四十七年度につきましてはまだ未定でございます。以上でございます。

○上林繁次郎君 そうすると、いま漁業補償の問題を言っていたんですが、この航路ができませんと——この辺は漁民にとって非常に重要な漁場になっているんですね。これができると、まあいわばそれが侵害される、これからは漁業権を放棄しなければならぬというふうな事態も生じかねないということですね。そうすると、これらの漁民の現在の、あるいはこれらの人たちの今後の

生活の問題、こういうものが非常に大きな問題としてあらわれてくると思っておりますけれども、こういう、いうならば転業対策ですね。いわゆる公害によるためその職を離れていかなければならぬ、その人たちにどのように転業対策を考えていくかということが、これは一つの大きな問題になってくると思うんです。ほんとうに国民の生活という、国民の立場に立ったときには、当然それは大きな問題として取り上げていただかなければならぬ問題です。そこで、そういう転業対策をどのように考えておられるか。この点ひとつお聞かせ願いたい。

○政府委員（長橋尚君） 先ほど来御質問の坂出火力発電所を含みます香川県、香川県の瀬戸内海工業地帯造成計画に基づきます地元漁民の転業というふうな問題につきましては、県当局におかれましては非常に配意をしておられるところでございまして、この計画の推進に伴います転出対策といたしましては、必要に応じて進出企業が雇用の機会を造出する。そしてできるだけ離職者の方々の問題に協力をしていく。かような話し合いが県当局と進出企業との間で行なわれているということをお聞き及んでいられる次第でございます。

○上林繁次郎君 そこで、いまのお話だといたしたことはいいのですが、いま言ったような転業対策というものは非常に重要な問題だと私は思うのです。そこでいい例があるわけですね。そのいい例、御存じですか。皮肉な言い方をしますけれども、どういふものができているか御存じなければ私のほうから申し上げますがね。転業対策に成功した例としては大分県の鶴崎陸海運、また千葉県の柏商事、八千代商事、こういうものがあるのです。これは非常に成功しているのです。これは転業対策の一環として行なわれたもので、こういう転業対策が成功している実例をやはり国としては早くキャッチしなければいかぬと思うのです。そこで考えていかなければならぬと私は思うのです。そこでまごまごしておりますと、番ノ洲工業地帯の誘致がこれからどんどん

展していくでしょう。そういう場合に、下請企業の誘致ですね、大企業がこれに乗りおくれるのじゃないか、まごまごしておればこういうことも言えるわけです。そういうものにかまけていい実例があるのです。いま申し上げたように、そういうものにかまけて早く転業対策というものをとっていかなくてはならぬ、この漁民の転業対策というものは失敗に終わってしまふのです。これもやっぱり先手です。そこで私は国としてはあつたかい手を差し延ばしていく、また、その点に十分配慮していくという姿勢がなければならぬと思うのです。その辺どうですか。これは通産省ということになりますかね。乗りおくれはしまいかという、その辺の関係はどうですか。

○政府委員（柴崎芳三君） ただいま先生御指摘の千葉県の八千代商事の件につきましては私も若干その実例として聞いております。この番ノ洲のケースでございますが、番ノ洲に誘致されます企業はただいまの四国電力をはじめといたしまして、三菱化成、亜細亜石油、川崎重工業などというふうなところでございまして、土地の面積そのものも御引例の鶴崎とか、あるいは千葉等と比較いたしまして非常に小さい面積でございます。企業の数も比較的少ないようでございます。特に川崎重工業につきましては御指摘の下請関係その他につきまして若干の進出の可能性もあるようでございます。これらの下請を含めました総合的な開発といえますのは、県当局で相当真剣に考えております。その計画ののっとりまして通産省といたしましては、融資面その他におきまして必要なものは責任を持ってございせんというふうな態勢は実は準備を整えているわけでございまして、その辺たいま県とそういつた面について緊密な連絡のもとに処置しておるところでございます。

○上林繁次郎君 そうしますと、いまあなたの話によると、その番ノ洲は非常に規模が小さい、だから結論的に言って、そういうことは考えられないということですか。

○政府委員（柴崎芳三君） 決してそういう意味ではございせん、鶴崎、千葉等と比較いたしまして下請の数はおそろしく少なくなるであらうし、大企業との結びつきで総合的にこの地帯がどういう形で総合開発されていくか、その開発の形態も規模としては小さくなるかと思ひます。ただ、当然これを中心としたしまして下請その他を含めた新しい工業地帯というものが造成されるわけでございまして、その点は県の計画に従いまして、通産省としてできる限りの、十全の対策を考えていきたい、また現在そういう相談をしておりますという趣旨でございます。

○上林繁次郎君 本腰を入れてそういう点から、真剣に私は考えていってほしい、こう思ひます。最後に——いろいろとこういった点、もっともと突っ込んで対処していかなければならぬんじゃないかという問題点を例証をあげていままで話をしてきたわけですね。そこで、これからこの法案の実効性というものを上げていくというか、そのためにはどうしても行政の姿勢というものが最も大事な問題になってくる。その行政の姿勢いかにどういった問題が解決するかしないかということが結論的に出てくると、こう思ひます。いままで申し上げたのは、この法案とのからみ合わせでお話してきたわけですが、この法案の内容からいって、この実効性と合わせて、経企庁の決意と言ひますか、そういうものをひとつお聞かせ願ひたいと思ひます。

○国務大臣（佐藤一朗君） 私も、いまだだんたんとお話を伺っておたのでございましてけれども、こうした問題、いわゆる産業間の調整という問題も非常に含んでおるように思ひますし、また、もちろんわれわれとしましては水質の規制であるとか、そういう方針を積極的に進めていかなければならぬと、同時にいまのような関連の問題も起こってくるのでございまして、こうした問題については、これはもちろん政府全体としても

その調整、水産業とあるいは電力業との調整の問題であるとか、いろいろ起こっていると思えます。また全体の産業のあり方、まあいわば産業政策というほうが適切だと思えますが、そうした面も今後いよいよ各方面でそうした問題が発生してくることが予想されるだけに、立地問題、産業調整の問題、政府としてもそうした政策を今後十分に推進していかねばならない、こういうふうな感じに伺っております。

○上林繁次郎君 最後に、きょうは通産省のほうにもゆつくりと質問させていただきたいと、こういうふうな思っておりますが、関係の方が多数お見えになっておりますが、時間の関係でそれができなくなりまして、ほんとうに申しわけないと思えます。これは委員会運営の事情で時間の制限がありましたのでやむを得ません。その点ひとつあしからず御了承いただきたいと思います。

○渡辺武君 この法案によりまして、都道府県知事に公害防止の権限が委譲されているという点については、私は従来に比べて前進している面だと思えますけれども、なおこの点について若干不徹底な面があるというふうに思えます。そのうちの一番大きいものは、第五条の届け出制の問題であって、私どもはこれを許可制にすべきだというふうに考えておりますけれども、この問題についてはすでに各党ともに質問をしております。私は、時間の都合でこの問題ははしりまして、もう一つの問題について御質問してみたいというふうに思っています。

まず、この法案によりまして、排水基準の上乗せ権限、これが各都道府県知事に与えられておりますけれども、しかし、環境基準の問題、この点については基本法第九條の第二項で「二以上の類型を設け、かつ、それぞれの類型をあてはめる地域又は水域を指定すべきものとして定められる場合には、」つまりこれは、おそらく生活環境項目のことを言っているのだらうと思えますけれども、その場合には「政府は、当該地域又は水域の指定を都道府県知事に委任することができる。」という

ふうになっておりまして、明確に都道府県知事に上乗せ権を与えるという形にはなっていないわけですね。私は、この環境基準についても、排水基準と同じように都道府県知事に上乗せ権を与えるべきだというふうに思いますが、その点の御見解を伺いたいと思えます。

○政府委員(宮崎仁君) 御指摘のように、今回公害基本法第九條を改めまして、生活環境項目にかかわるような当てはめ行為を必要とするもの、これを都道府県知事に委任することができるといふふうになりました。実際の運用としては、私ども、都道府県が上乗せ基準を定める際に、環境基準の当てはめ行為というものと一緒に作業して、そうして一律にきめるという運用を原則としたいと思っております。ただこれを「できる」といいたしめたのは、ときに都道府県にまたがる河川などの場合におきまして、環境基準の当てはめ行為をいたします場合に、関係府県の意見がどうしても合わないことがございまして、そういうことでござんとして基準が設定できないというところになっては困りますので、そういう際に例外的に国がきめるということを用意をして、そういうことにしたわけでございます。

○渡辺武君 従来水質基準によって政府が指定水域を設けておりますね。これは指定水域は、この法案がもし成立した場合に解除されるのか、それともまた維持されるのか、あるいはさらにまた拡張されるという方向にあるのか、この点を伺いたいと思えます。

○政府委員(宮崎仁君) この新法が施行されましたときにおきまして、指定水域を解除してしまいうということになりますと、規制ができなくなりまうから、したがって、いわゆる一律基準というものがつくられますが、これよりきびしい規制が行なわれておる指定水域についての水質規制というものは、経過規定によりまして上乗せ基準とみなしていいことと、こういうつもりでございまして、ある時期がくれば、またそれに都道府県知事がさらに上乗せをするということもでき

るようにしております。そういう形で運用してまいりたいと思っております。

○渡辺武君 そうしますと、政府の指定水域が一定期間はこの法律が施行されたのちも残るといふ御答弁だと思えますが、そうしますと、その残っている間は、政府の従来の指定水域の中で、都道府県知事は従来の指定水域で定められている基準を上乗せをすることができず、できないのですか。

○政府委員(宮崎仁君) それは、指定水域としていま水質基準をきめておられますものは、経過規定で水質基準そのものが残りますけれども、これについて都道府県で上乗せをしたいというときには当然できるわけでございます。

○渡辺武君 つまりその上乗せということでございますけれども、たとえば私さきのう——おとといでしたか、問題にしましたけれども、東京の隅田川の場合、都民が求めているのはかなり遠く上流の年月をかけて、具体的に言えば建設省の推定によれば二十年間もかかって、しかもその目標は——PPM、やつと川のおいがとれる程度のこととて、いまだどぶどろの状態とほとんど変わらないう、それも二十年かかってやつと達成されていくというの、いまの政府の設定している基準なんです。もし東京都知事がこれよりももっと強い基準を当てはめたいと思つたときどうなんでしょうか、そういうことは可能でしょうか。

○政府委員(宮崎仁君) いま御指摘の問題は、私が申しました排水基準ではございませんで、公害基本法にありますが環境基準の問題だと思えます。この環境基準につきましては、先ほど言いましたように、原則としては都道府県知事にこれから委任をしたいと思いますと思っておりますが、この隅田川についての基準はつい最近きめたばかりでございます。五年後の段階で暫定目標、そして二十年とおっしゃいましたが、大体私は八、九年と考えておりますが、それぐらいでこの基準に持っていく。このためには膨大な下水道投資その他が

必要でございますが、そういう形で運用してまいりますので、直ちにこれをまた環境基準の当てはめ行為を改正するという必要はないのではなからうか。また、それをやろうとしたしますと非常にばく大な投資をまた必要とするわけでございまして、ちよつと現段階ではこの程度のところが大體達成し得るぎりぎりの線ではないかと、こういうふうな考えております。

○渡辺武君 つい最近きめたのであつて、したがって本法が施行された後でも即座に知事に権限を与えるということは行政上いろいろ問題があるということだと思ふんですが、私は、やはり行政上そういう点が確かにあるかも知れませんが、これは、原則としては当てはめについて、これはつまり排水基準じゃなくて環境基準のことですから、環境基準についてもやはり原則として知事に上乗せ権を与えるというふうにするのが、これが公害防止を進める上で特に重要じゃないかというふうに思っています。

さて、それでは政府の水域指定がなお残らないところ、あるいはまた従来指定されていなかったところ、ここについてはどうですか。知事がそれぞれ独自に当てはめることができるということになりますか。

○政府委員(宮崎仁君) それは、これから必要な調査をいたしまして、そして環境基準の当てはめ行為を知事のほうでやっていたことに比べると、思ひますし、またそれに基づいての上乗せ基準というところでもできるわけでございます。こういったことに対する予算措置等も四十六年度には講じてまいりたいと思ひまして、いま折衝をいたしておりますところでございます。

○渡辺武君 それでは、いまは生活環境項目について伺ったわけですが、いわゆる健康項目ですね、この点についてはこの政府の定める環境基準が全国一律に適用されるというふうな私理解しておりますけれども、この点についても各都道府県知事が政府のきめたこの環境基準以上を上乗せすることができるというふうにするべきだと思ひ

ますが、その点どうですか。

○政府委員(宮崎仁君) この健康項目と申してありますが、特定有害物質と申しますものにつきましても、現在の環境基準も全国一律の基準として環境基準が定められております。これについていわれる当はめ行為という事は事実上なかなかむずかしい問題でございますので、これは考えておりません。ただ、排水基準として上乗せをしたい、これはいろいろの事情があるかと思ひますが、それはできるだけになっております。

○渡辺武君 排水基準については私承知しております、伺っているのは環境基準のことです。それで、この健康項目については当はめなんという問題は起こるわけですか。各規制物質ごとにちゃんと定まっているわけですか。当はめなんという問題は起こるわけですか。ちょっと答弁が少し問題の焦点はずれた答弁になっているかと思ひます。時間もないので、簡明にひとつ御答弁ください。

そこで伺いたいのは、健康項目についての上乗せ、つまり政府が各有害物質ごとに環境基準をきめておられる。私はしろうとですから、あまりその点で当否はわかりませんが、専門家に聞いてみますと、まあこの基準については大体この辺で、それ以上きびしくするという必要もないんじゃないかという事を専門家が言っております。しかし、考えてみると規制項目ですね、規制項目そのものに私は問題があらはせぬかというふうに思ひます。従来政府がこの健康項目に基づいて規制している物質はわずかに八項目ですね。有害物質として八項目をあげているにすぎない。ところが、たとえば水産用水基準の急性毒物質、これは十七項目も規制されている。それからまた飲料水の水質基準の規制項目は約十六項目ぐらゐあるわけですね。魚がつまりいろいろな有害物質で被害を受けるというので十七項目に近い物質が規制されている。一体魚について有害なものが人間の健康について有害でないという事は私は言えないと思ひます。つまり、健康項目で規制されている物

質を八項目以上にふやす必要がある、こういう問題が当然今後起こってくるし、また現に起こっているんじゃないかというふうに思ひます。なおこれに加えて、やはり物質がいろいろ変化する場合がある。これはもうすでに皆さんも御存じのとおりだと思ひますけれども、初めは有機水銀が有害だということで、有機水銀だけが規制項目の中に入っておりましてけれども、無機水銀も水中に流されて、ブランクトンあるいは魚介類のからだの中に入ることによって、有機水銀に変化するというような事態もあらわれております。また各有害物質の複合という問題も、それぞれの地域の特長に応じてあらわれてくるんじゃないかと思ひます。ですから今後、規制項目として追加しなければならぬものがたくさん出てくるんじゃないか。これはやはり従来の政府の非常に緩慢な公害対策にまかしておくといいことだけでは、私は不十分だと思ひます。やはり知事が地域の住民の要求と一体となつて、こういう規制項目の上乗せについても権限を持ってやっているとすべきじゃないか。そう思ひますけれども、この点どうですか。

○政府委員(宮崎仁君) 御指摘のとおり、有害物質について現在八項目が環境基準で定まっておりますが、これでは不十分であると思ひております。この法律施行の際には、有機塩素とかトータルクロムというようなものを追加して、大体十項目でやるつもりでおりますが、現在検討中ですが、その後も項目追加の必要なものが幾つかあるという事でございまして、これはその実態を鮮明次第追加をしていく、こういうことになつていきたいと思います。これにつきまして項目の追加を都道府県ごとにまかしたらどうかという御指摘のようでございますが、やはり人の健康にかかわる問題でございまして、これは国のほうでそういった問題のあるものは積極的に追加をしていくという形で、私もやってまいりたいと思ひております。

○渡辺武君 時間がないので次の質問に移らざる

を得ませんが、人の健康にかかわる問題であるからこそ、私はつまり、国できめたよりもっと低い基準をきめていいというのじゃないのです。もっときびしい基準です。したがって項目についての追加、こういう権限も都道府県知事に与えるべきじゃないかということを主張しているわけですから。その点はひとつよく検討してほしいと思ひます。

さて、その次に移りますが、この法案ではいま申しましたように、各都道府県知事に公害防止の権限が委譲される。しかし知事の権限というのは当該の都道府県の範囲内にしか及んでいないわけですね。しかし公害というものは、水質汚濁の場合でも同じでありますけれども、広域的に起こる場合が非常に多い。先ほど来問題になっております瀬戸内海の汚染、これなんか各県それぞれずつと瀬戸内海の汚染については責任を持ていような事態だと思ひます。で、さっきも番ノ洲の話が出ましたけれども、番ノ洲だけに限って言えば、これは温水の及ぶ範囲がこれこれだといふようなことでいろいろ議論はできると思ひます。けれども、しかしながら温水の問題も起こるけれども、工場廃液等もいろいろの問題を起こしている。瀬戸内海全体が、このままではいってらるだろ同然に、近い将来になるのじゃないかというやうな事態が、すでに目の前にぶら下がってきている。あるいは九州の有明海、ここでもそうです。カドミウムその他の有害物質によってノリや魚介類が非常に汚染されているという事態が起こつてきている。その原因は何かといへば、大牟田の三井の製錬所が一番大きな根源なんです。ところが、それによって被害を受けている人たちは、これは福岡県だけじゃない。佐賀、熊本、長崎、これらの諸県にも及んでいるという状態で、広域的に問題が起こつていっている。特に川の場合、これはイタイイタイ病でもはつきりわかつておりますように、発生源は岐阜県にあって、被害を受けているのは富山県の住民というやうな事態になっているわけですね。こういう広域的な公害、これについて本法

では私はあまり十分に防止対策が規定されていないのじゃないか、そう思ひます。どのようにやろうとしておられるのか、まずその点を伺いたいと思ひます。

○政府委員(宮崎仁君) 本法ではいわゆる上乗せ基準というやうな形で定めますが、きびしい基準を都道府県に全部まかせる、こういう原則をとりまして、ただいま御指摘のやうに、かなり広域にわたる場合には若干問題があるという、そういう場合もあり得ないとは私言えないと思ひます。したがって、必要があれば国がそういった調整をする。本法でも、あらかじめ都道府県知事から通知を受けまして、必要があれば経済企画庁長官の勧告もできるやうになっております。そういうことで行政的にはやっております。思ひます。東京湾、大阪湾というやうな、非常に広い水域につきましても、汚染問題というのは非常にむずかしい問題でございまして。現在こういった問題につきまして、私どもの中でも調査をいたしておりますが、これからの運用をいたしましては、やはりそういった場合におきましては、たとえば東京湾であれば、東京湾の沿岸の県の協議会というやうなものができておりますが、そういうところで関係県の知事さんに十分相談していただきまして、そういう形に持っていくことになるだらう、こう考えております。

○渡辺武君 やはり法にはつきりと、そうきめたほうがいいのじゃないかと思ひます。行政指導、行政措置という形ではなくして、私は、やはりこういう広域的な公害については、被害の大きい県と、そしてあまり大きくないが発生源であるという県もあるわけですから、したがって必要がある場合には、都道府県知事あるいは関係都道府県に対して、そこでの環境基準もしくは排水基準をもっときびしくしてほしいということを要請する

ことができる。そうしてまた要請を受けた都道府県のほうには、その要請を尊重して、それぞれの県の排水基準、環境基準をきめるというふうな点を、やはり法の項目にはつきり盛り込んでおいたらどうかというふうに思っています。また、いまお話のありました経済企画庁長官の勧告権、これも第四条に述べられておりますけれども、私は、この第四条の後段に、上乗せした「排水基準を変更すべきことを勧告することができる」という規定がありましても、これは変更ということになりましても、知事がきめた排水基準をもっときびしくするということの意味もあるけれども、同時に、もっとゆるめるように長官が勧告する可能性も出てくるわけですね。いまお話のとおり、東京都知事その他関東各県の知事が集まって協議する場合、どうも東京都のきめたものはきびし過ぎる、したがって千葉県のほうが困っているのだということになって、まともでない。そこで経済企画庁長官が、いや東京都のほうはもう少しゆるめたらどうかという、足して二で割る方式で勧告するということも私は可能性としては残されていると思う。それでは、悪いわけでありまして、公害防止という見地からすれば、この「排水基準を変更すべきことを勧告することができる」という字句を、きびしくしてやることを勧告することができるといふふうに直したほうがいいのじやないかというふうに思っています。その点、長官どうですか。

○国務大臣(佐藤一郎君) まあ、いままでの例でもそういうことはございませんで、大体企画庁はきびしいほうを要求しております。もともと京都府みたいな困った所もありまして、これは公害防止条例を出してない所もありますから、さらにわれわれとしてはそういう点は実行上も問題が起こってくるのですが、しかしわれわれ別に——渡辺さんに御安心願いたいのですが、これでもって緩和させる気持ちにはございせん。まあこういう法律上の条文ですからこういう規定をしておりますけれども、もともときびしくする場合で、従来

の実行でもそうでございました。まあ何か技術的に間違っても発見して——一けた違うということもありますから、それが絶対ないとは限りませんが、そういうものは事前に発見されるでしょう。一般の場合にはそういうことはいない。運用で十分考えられることでございまして、どうぞその点は御了承願います。

○渡辺武君 時間ももう過ぎたようですから、最後に一間だけで終わりたいと思っております。

もう一つ本法の足りない点として申し上げなければならぬことは、地下水対策です。先ほどほかの委員も指摘しておりましたように、過去の汚染の蓄積、こういうような点が非常に抜け穴だと思っております。もう一つ申し上げれば地下水対策ですね。十四条三項に「地下にしみ込むこととならぬよう努めなければならない」というふうに述べられております。これを見てみますと、具体的にはどういふことをやるかとしておられるのかさっぱりわかりませんし、どうも単なる訓示規定であって実効のないものになるんじゃないかという気がするんです。一々御答弁をいただかなければならぬので、申し上げても、時間がないので質問だけとめて申し上げますから、それぞれひとつお答えいただきたいと思います。有害物質を含んだ排水が地下にしみ込んで地下水を汚染しないようにする対策として、私は、どうしてもこの法案の中で、公共用水域に排出しちゃうけなような排水、これは当然地面にも出してはいけぬというのを、はつきりきめるべきだと思っております。地下水がこれによってほんとうに汚染されているかどうか、これは調べていては時間がかかって間に合わないわけですね。地面の汚染、それを通じて地下水の汚染というのは、長期間にわたって蓄積して初めてあらわれてくるものです。もうすでに御承知のように、長野県の岡谷とかあるいはその他の所で、シアン化合物による井戸水や上水源の汚染という問題が起きてきて、現に大きな問題に今後なる可能性を持っているんです。したがって、少なくとも公共用水域に出すことができないというよ

うなものは、やはり同じ基準で地下にしみ込ませないかぬということをはつきりきめなければならぬと思っております。そうしませんが、こんなきめ方をしておきますと、公共用水域に排出する場合にきびしく規制する、しかし地上にこれを流していく、あるいは地下にしみ込ましていく——こんな訓示規定にとどめておきますと、そうしますと、企業の中に炉でもつくりまして、その上澄みは公共用水域に流し、しかし濃厚なところは地下にしみ込ませるということをやっておそれが十分出てくると思っております。こういうことをどうしても防がなければならぬと思っております。その点をまず一つ伺います。

それから、せっかく厚生省からおいでいただいたので、毒物、劇物取締法によって地下への有毒物質などの放出がいろいろ規制されていると思っておりますが、どの程度まで規制されているのか。私は、シアン化合物については二PMPというところで具体的に規制されているという点は聞いておりますけれども、その他の毒物、劇物については非常にあいまいな規定しかないんじゃないかというふうに思いますが、具体的にどのよう規制されているのか。その点もあわせて伺いたいと思っております。

○政府委員(宮崎仁君) この十四条三項の規定は、御指摘のような問題を含んでおります。私どもとしても、これはやはりきつちりした規定にできるだけ早く整備しなければならぬと思っております。ただ何ぶんにも現段階で、地下にしみ込むこととなりましてした場合の地下水あるいは土壌中にそれが蓄積するということに対するメカニズムが十分わかっておりません。したがって、公共用水域に出す基準でやればそれで十分なのかどうかということも十分わからないというふうなことから、ここに基準を定めるということとは現段階で無理でございまして、こういうふうな規定したわけでございますが、この辺はこれから科学的に解明を進めまして、そうして規定を整備してまいりたいと思っております。

○説明員(山高章夫君) 毒物及び劇物取締法によって地下水の汚染がどのように防がれておるかという御趣旨の御質問だと思います。ただいまの御質問のように、シアン化合物については二PMP以上のものを地下水、土の中にしみ込ませることは禁止されております。それ以外のものにつきましてはすべて毒物及び劇物取締法の別表及び指定令がございまして、この指定令に掲げております物質についてはすべて廃棄の技術上の基準に従わなければならないというぐあいには規制されておりますので、そういう面から本法は本来直接的な保健衛生上の被害の防止を目的とするものでございまして、あわせて御質問のような点の防止の効果もあがっております。

○理事(大谷藤之助君) 他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○理事(大谷藤之助君) 御異議ないと認めます。

午後三時三十分まで休憩いたします。

午後一時二十一分休憩

午後三時三十七分開会

〔理事(大谷藤之助君)委員長席に着く〕

○理事(大谷藤之助君) ただいまから商工委員会を再開いたします。

下請中小企業振興法案を議題とし、質疑を行います。質疑のある方は順次御発言願います。

——別に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○理事(大谷藤之助君) 御異議ないと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。——別に御意見もないようですが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○理事(大谷藤之助君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。
下請中小企業振興法案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○理事(大谷藤之助君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

竹田君から発言を求められておりますので、これを許します。竹田君。

○竹田現照君 ただいま可決されました下請中小企業振興法案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党、民社党共同提案による附帯決議案を提出したいと存じますので、御賛同を願います。
案文を朗読いたします。

下請中小企業振興法案に対する附帯決議(案)
政府は、本法の施行に当り、次の諸点に留意すべきである。

一、逐次適用業種の拡大に努めるとともに、振興事業計画の作成等について十分な行政指導を行なうこと。

一、下請企業振興協会の機構を拡充強化するとともに、下請取引に関する紛争については、十分な調整機能をもち得るよう改組すること。

一、下請中小企業に対する税の減免ならびに金利及び償還期限等の融資条件の緩和について特別の措置を講ずること。

一、下請代金支払の適正化を期するため、公正取引委員会事務局その他関係機関の機構、人員、予算等の充実を図ること。

右決議する。
○理事(大谷藤之助君) ただいま竹田君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行ないます。

〔賛成者挙手〕

○理事(大谷藤之助君) 全会一致と認めます。よって、竹田君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し宮澤通商産業大臣から発言を求められておりますので、これを許します。宮澤通商産業大臣。

○国務大臣(宮澤喜一君) ただいま御決議のありました件につきましては、御趣旨を十分尊重して善処いたします。

○理事(大谷藤之助君) なお、審査報告書の作成につきましても、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○理事(大谷藤之助君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

午後三時四十三分休憩
午後六時四十五分開会

〔理事大谷藤之助君議長席に着く〕
○理事(大谷藤之助君) ただいまから商工委員会を再開いたします。

水質汚濁防止法案を議題といたします。

渡辺武君から、委員長の手元に修正案が提出されております。修正案の内容は、お手元に配付のとおりでございます。

本修正案を議題といたします。渡辺君から修正案の趣旨説明を願います。

○渡辺武君 日本共産党を代表して、水質汚濁防止法案に対する修正案の提案理由を御説明いたします。

本法案は、旧水質二法に比べ一歩前進しておりますが、なお多くの点で不徹底な箇所を含んでおります。わが党は、人の健康と生活環境をさらに徹底して守るため、本修正案を提出した次第であります。

修正の第一点は、第三条第一項で、排水基準は

環境基準が確保されるように定めることを明文化した点であります。これは、国もしくは都道府県知事が定める排水基準を、環境基準を確保達成するために実効あるものとし、また環境基準も単なる望ましい基準ではなく、現実達成されるべき実行目標とすることを趣旨とするものであります。

また、同じ趣旨に基づいて個々の特定施設ごとに排出水を規制するだけでなく、排出水の総量を規制するために、同条第二項で、排水基準は「特定事業場から排出される排出水の量に依りて定める」という趣旨に改め、さらに新しく設置した同条第三項では、「排出水の量が多い特定施設は」ときびしい許容限度が適用されるよう定めるものとす」という規定を入れたのであります。

修正の第二点は、都道府県の権限を一そう強化した点であります。すなわち、本法が都道府県知事に認めた排水基準についての乗せ権をさらに環境基準についても認めて、各都道府県で実情に合った対策が徹底できるようにしたのであります。また、特定施設の設置を届け出制から許可制に改め、知事の完成検査の確認を受けた後でなければ使用してはならないなどとしたのであります。

修正の第三点は、新しく第三条第八項、第九項を設置し、二以上の都道府県の区域にまたがる広域的な汚濁防止のために、知事は、関係都道府県に対して排水基準をきびしくすることを要請することができるとし、また、その要請を受けた都道府県は、これを尊重して排水基準をきびしくするようつとめなければならないこととしたのであります。これと関連して、経済企画庁長官の排水基準に関する勧告は、都道府県が定める排水基準をきびしくすべきことに限ることに第四条を改正したのであります。

その他排水の汚染状態についての企業の報告義務、住民の閲覧権など所要の改正をしたのであります。

以上、慎重な御審議の上、可決くださることを強く希望いたします。

○理事(大谷藤之助君) それではただいまの修正案に対し質疑のおありの方は順次御発言を願います。

――別に御発言もなければ、これより原案並びにただいまの修正案について討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願います。――別に御発言もないようですが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○理事(大谷藤之助君) 御異議ないと認めます。

それではこれから採決に入ります。

まず、渡辺君提出の修正案を問題に供します。

渡辺君提出の修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○理事(大谷藤之助君) 少数と認めます。よって、渡辺君提出の修正案は否決されました。

それでは次に原案全部を問題に供します。

○理事(大谷藤之助君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

竹田君から発言を求められておりますので、この際これを許します。竹田君。

○竹田現照君 ただいま可決されました水質汚濁防止法案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党、民社党共同提案による附帯決議案を提出したいと存じますので、御賛同をお願いいたします。

案文を朗読いたします。

水質汚濁防止法案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行にあたり、次の諸点に留意すべきである。

一、水質汚濁防止の実効を期するため、工場立地の適正化を図るとともに、汚水処理施設とくに中小企業向け処理施設の開発に努めること。

一、下水道整備計画を促進するとともに、地方

あった場合においては、その申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。

一 排水水の汚染状態が当該特定事業場の排水口においてその排水に係る排水基準（第三条第一項の排水基準（同条第五項の規定により排水基準が定められた場合にあっては、その排水基準を含む）をいう。以下単に「排水基準」という。）に適合していること。

二 この他当該公共用水域の水質の汚濁の防止のために定める都道府県令に適合していること。

（完成検査等）

第七条 第五条又は第九条の許可を受けた者は、特定施設を設置し、若しくは特定施設の構造を変更したとき又は第五条の許可に係る事項の変更をしたときは、都道府県知事の行なう完成検査又は変更の確認を受け、これが前条各号に適合していると認められた後でなければこれを使用してはならない。

第十一条中「第五条又は第六条の規定による届出をした者」を「第五条の規定による許可を受けた者又は第八条の規定による届出をした者」に改め、同条第一項中「その届出」を「その許可又は届出」に改め、同条第一項及び第二項中「当該届出をした者」を「当該許可を受けた者又は届出をした者」に改める。

第十三条第一項中「一時停止」を「停止」に改める。

第十四条第一項中「総理府令、通商産業省令」を「都道府県令」に、「記録しておかなければならない」を「記録しておくとともに、これを都道府県知事に届け出なければならぬ」に改める。

第十六条に次の一項を加える。

4 都道府県知事は、第一項の測定計画を作製するに当たっては、関係市町村長の意見をきかなければならない。

第十七条の見出しを「（公表等）」に改め、同条

に次の一項を加える。

2 都道府県知事は、一般の閲覧に供するたため、第十四条第一項の規定により届け出られた排水水の汚染状態の測定の結果を記録した書類を備え付けて置かなければならない。

第十八条中「その他これに準ずる」を「その他の」に改め、「場合として政令で定める場合に該当する」を削る。

第二十二條中「政令」を「都道府県令」に改める。

第二十三條の見出しを「（適用除外）」に改め、同条第二項から第五項までを削る。

第二十五條第一項中「改善につき」の下に「中小企業者に対し、」を加え、「あつせん」を「確保」に、「援助に努めるものとする」を「援助を行ふものとする」に改め、同条第二項を削る。

第三十條を次のように改める。

第三十條 第十三條第一項又は第十八條の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第三十一條第一項を次のように改める。

第三十一條 第一項の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第三十一條第二項中「第一号」を削る。

第三十二條を削る。

第三十三條第一号及び第二号を次のように改める。

一 第七條の規定に違反した者

二 第八條の規定による届出をせず又は虚偽の届出をした者

第三十三條第三号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加え、同条を第三十二條とする。

三 第十四條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第三十四條中「前四條」を「前三條」に改め、同条を第三十三條とする。

第三十五條中「第十條又は」を削り、同条を第三十四條とする。

附則第三項を次のように改める。

3 この法律の施行前に旧工場排水等規制法第四條又は第六條の規定による届出をした者でこの法律の施行の際にその届出が受理された日から六十日を経過しているものの当該届出に係る特定施設の設置又は使用方法等の変更（旧工場排水等規制法第七條第二項の規定により特定施設の設置又は使用方法等の変更に関する計画の廃止を命ぜられたときを除く。）については、第五條及び第九條の規定は、適用しない。

附則第八項を附則第九項とし、附則第四項から第七項までを一項ずつ繰り上げ、附則第三項の次に次の一項を加える。

4 この法律の施行の際現に旧工場排水等規制法第八條の規定による実施の制限を受けている者の当該届出に係る特定施設の設置又は使用方法等の変更（旧工場排水等規制法第七條第二項の規定により特定施設の設置又は使用方法等の変更に関する計画の廃止を命ぜられたときを除く。）については、第五條及び第九條の規定を適用せず、旧工場排水等規制法第七條及び第八條並びにこれらの規定に係る同法の罰則の規定は、なお効力を有するものとする。